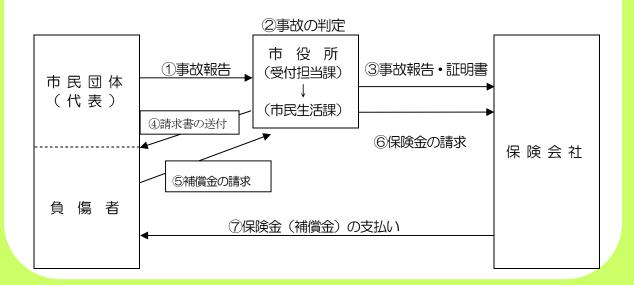
## <傷害事故が起きた場合の手続きの流れ>



#### 事故発生

- ① 「事故報告書」の作成、受付窓口課へ提出
  - ・事故報告書は、市民生活課または受付窓口課、市 HP に様式があります
  - ・ 事故報告者は、団体の代表者名でお願いします
  - ・受付窓口課……パンフレットP4を参照
- ② 市役所(受付窓口課・市民生活課)で、事故の判定
- ③ 市役所(市民生活課)で「事故証明書」を作成、保険会社に書類を送付
- ④ 補償金請求書用紙を市役所より負傷者等(補償金請求者)に送付。
- ⑤ 負傷者等(補償金請求者)は、完治後、「補償金請求書」に記入・押印し、病院の 領収書の写しを添付し市役所へ送付

(事故日より180日を経過しても完治しない場合は、その時点で提出)

- ⑥ 市から保険会社に保険金請求
- ⑦ 保険会社より保険金の支払い(負傷者等の指定口座へ)

終了

## <対象となる事故>|傷 害 事 故|の

# 「急激かつ偶然な外来の事故」について

- (1) 「急激」とは、突発的に発生することを意味します。
  - …傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」から結果としての「傷害」までの過程が直接的で、時間的間隔のないことを意味します。
- (2) 「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。
  - …「偶然」とは、「事故の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。
- (3) 「外来」とは、傷害の原因が被補償者の身体の外からの作用によることをいいます。
  - ●事故が直接的な原因で起きた傷害であること。
  - ●脳疾患、疾病など身体の内的な原因でなく、<u>外からの作用</u>が原因で起きた傷害であること。 (外からの作用(例):投げたボールが顔に当たった、転んで地面に頭を打ったなど)

### 傷害事故の補償金が支払われない場合

~ 制度の対象とならない場合 ~

- (1) 次のような事由により生じた傷害
  - ① 指導者等又は参加者の故意による事故
  - ②戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによる事故
  - ③ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然現象による事故
  - ④ 指導者等又は参加者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故
  - ⑤ 指導者等又は参加者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒酔い 運転による事故
  - ⑥ 山岳とはん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー、超軽量動力機搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
  - ⑦ 他覚症状のないむちうち症や頸椎症などの頸部症候群又は腰痛
- (2)上記のほか、保険契約に係る保険約款において免責とされる事故